

議案第 1 3 9 号

琴浦町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例
の一部改正について

別紙のとおり、琴浦特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する
条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6
7 号）第 9 6 条第 1 項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

令和2年琴浦町条例第 号

琴浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 琴浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例(平成16年琴浦町条例第46号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

第2条 琴浦町特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第4条 特別職の職員の期末手当の額は、給料月額100分の120に相当する額に琴浦町職員の給与に関する条例(平成16年琴浦町条例第50号)の適用を受ける職員</p>

(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の167.5」とする。

(以下「一般職の職員」という。)の例により一定の割合を乗じて得た額とする。ただし、琴浦町職員の給与に関する条例第19条第2項中「100分の130」とあるのは「100分の165」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和3年4月1日から施行する。